

令和6年度 (2024年度)

市民税・県民税申告の手引き

市民税・県民税は…市民のみなさまに身近な道路・下水道・公園の整備や教育・福祉の充実などさまざまな行政サービスを行うために使われます。

○申告書を提出しなければならない方

- ①令和6年1月1日現在、姫路市に住所がある方 ただし、次のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。
 - 1. 税務署に所得税の確定申告書を提出された方(※配当所得等については、申告が必要な場合があります。)
 - 2. 給与所得のみの方で、勤務先から姫路市へ給与支払報告書の提出がある方 (提出の有無は勤務先へ確認してください)
- ②令和6年1月1日現在、姫路市に住所がない方で、姫路市に事業所・家屋敷がある方
- ※令和5年中無収入であった場合は、申告書の提出義務はありません。しかし<u>児童扶養手当・公営住宅等の各種申請ができなかったり、市民税・</u>県民税諸証明の交付を受けることができないなど、さまざまな支障をきたすことがありますので申告書裏面の「19収入のなかった方の記入する欄」に記入して提出してください。

令和6年度所得証明書・非課税証明書の発行時期は**令和6年6月1日以降**の予定です。

申告書の提出について

例年申告会場は大変混み合います。

郵送での申告にご協力をお願いします。

- ・同封の返信用封筒をご利用ください。(切手不要)
- ・記入漏れ(住所・氏名・フリガナ・生年月日・電話番号・所得額・控除等)、添付書類漏れ(控除証明書原本・本人確認書類のコピー等)がないことをご確認ください。

※記入内容について電話で確認させていただくことがあります。

問い合わせ先

■姫路市役所 市民税課■

〒670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 ☎(079) 221-2261 ~ 2263

ホームページアドレス https://www.city.himeji.lg.jp/

<u>姫路市のホームページで市民税・県民税の試算、申告書の作成ができます。</u> 「申告書作成」で検索し、住民税申告書の作成ページを選択してください。

※こちらのQRコードからもアクセスできます。 →



インターネットでは申告できません。印刷して郵送で申告してください。

令和6年度(2024年度)の申告について

◎公的年金等を受給されている方へ

確定申告が不要の場合注でも、以下の場合等は必ず市民税・県民税の申告をしてください。

- ・公的年金等以外の所得がある場合
- ・公的年金等の源泉徴収票に記載のない控除(医療費、生命保険料、扶養の追加など)を受けたい場合 注 公的年金等の収入が400万円以下、かつ、その他の所得が20万円以下の場合など
- ※市民税・県民税の申告は、国民健康保険料などの算定基礎にもなります。
- ※「国民健康保険簡易申告書」は、健康保険料を算出するための申告であり、市民税・県民税の申告をしたことにはなりません。
- ※「特定配当等に係る所得」及び「特定株式等譲渡所得」については、確定申告書の記載と異なる課税方式を選択することがで きましたが、令和4年度の税制改正において、令和6年度(令和5年分)より、異なる課税方式を選択することはできなくなりま した。この改正により、確定申告において申告した「特定配当等に係る所得」や「特定株式等譲渡所得」については、市民税・ 県民税においても「申告する」こととなり、市民税・県民税の「合計所得金額」にも参入されます。

- ◎申告に必要なもの(令和5年1月1日~令和5年12月31日までの収入・控除等が対象)

- 1. 同封の「令和6年度市民税・県民税申告書」
- 2. 営業・不動産・農業などの収入がある方は収入と経費がわかる帳簿・領収書・収支内訳書など
- 3. 給与・年金の収入がある方は、源泉徴収票・給与明細など
- 4. 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料(原本)・介護保険料(源泉徴収票に記載が ある場合は不要)・その他の社会保険料等の領収書・納付確認書・控除証明書
- 5. 生命保険料(一般分・個人年金分・介護医療分)・地震保険料の控除証明書(いずれも原本)
- 6. 障害者手帳(郵送で申告の場合はコピーを添付)
- 7. 勤労学生控除を受ける方は、学生証など(郵送で申告の場合はコピーを添付)
- 8. 医療費控除を受ける方は、事前に集計・計算をした明細書(詳細は4ページを参照)
- 9. マイナンバー関連書類(下記参照)

- ◎申告に必要なマイナンバー関連書類について -

〈来庁の場合〉

(1)マイナンバーカードをお持ちの場合

マイナンバーカード (個人番号カード)

(2)マイナンバーカードをお持ちでない場合

以下の①②からそれぞれ1点ずつ

①マイナンバー確認書類

●通知カード

(記載事項(氏名・住所など)に変更がない場合、または正しく変更手続き が取られている場合に限ります。)

●住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

(マイナンバーの記載があるものに限ります。)

②身元確認書類

●運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、 在留カード等

※同居の家族による申告の場合、上記(1)または(2)の① + **同居の家族の身元確認書類**が必要です。 ※代理人による申告の場合、上記(1)または(2)の① + **委任状** + 代理人の身元確認書類が必要です。

〈郵送の場合〉

上記(1)の表面および裏面のコピー、または(2)の①および②のコピーを添付してください。 (通知カードの記載事項を変更している場合は、その部分のコピーも必要です。)

※公的医療保険の被保険者証のコピーは、保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に 塗りつぶしてください。



市民税・県民税申告書の書き方

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの収入・控除等が対象です。

現在の住所・氏名・フリガナ・生年月日・電話番号・世帯主の氏名・個人番号(マイナンバー)を、必ずご記入ください。

1収入金額等 申告書表面のア〜シにそれぞれの収入金額を記入

2所得金額 申告書表面の①~⑪に下記の表により求めた所得金額を、⑫に所得金額の合計を記入

収入	と所得	所得の概要	所得金額の求め方	備考			
	業等	製造業、建設業、販売業、飲食業、サービス業、 外交員、集金人、大工などから生じる所得					
農イ	業 ·②	農産物の生産、果樹栽培、農家が兼営する家 畜の育成などから生じる所得	それぞれの 総収入金額-必要経費=所得金額	6ページの「申告書の裏面について」を参照のうえ、収入金額・ 所得金額を記入してください。			
	動 産・3	貸家、貸事務所、地代などの賃貸料、不動産 貸付の権利金・礼金などの所得					
利 工	₹ .•④	公社債や預貯金の利子並びに合同運用信託、 公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信 託の収益の分配金に係る所得	収入金額=所得金額	平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利子等(所得税15.315%、住民税が5%源泉されたもの)に関しては、申告不要となっていますが、申告することもできます。申告された場合は合計所得金額に算入されますのでご注意ください。 ※特定公社債…国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除く)などの一定の公社債や公社債投資信託などをいいます。			
配 オ	当 · · ⑤	株式の配当、証券投資信託の収益の普通分配 金、協同組合などの剰余金の分配などの所得	収入一株式を購入・出資するため に借り入れた負債に係る利子=所 得 (収入:源泉徴収税額が差し引か れる前の金額)	上場株式等に係る配当(所得税15.315%、住民税5%が源泉徴収されたもの)に関しては、申告不要となっていますが、申告することもできます。 申告された場合は合計所得金額に算入されますのでご注意ください。 申告書裏面8の「配当割額控除額」欄には徴収された住民税額を記入してください。※所得税と異なる課税方式は選択できません。			
給力	与 ·⑥	俸給、給料、賃金、蔵費、および賞与などの 所得(前年中の総支払額で税金などを差し引 く前の金額)	『給与所得金額計算表』 (3ページ) より算出	源泉徴収票を添付してください。 ※特定支出控除のある方は、所定の明細書及び支出の証明書を添付の うえ申告をしてください。			
	年金等	公的年金(厚生年金・国民年金・各共済組合 の年金・恩給〈一時恩給除〈〉等)による収 入	『公的年金等の所得金額計算表』 (3ページ)より算出	源泉徴収票を添付してください。 (注) 遺族年金・障害年金等は非課税所得ですので金額は記入しないでください。			
	_	事業所得に該当しない副業に係る所得のうち 営利を目的とした継続的な所得	収入金額一必要終費=所得金額	6ページの「申告書の裏面について」を参照のうえ、収入金額			
	_	他のいずれの所得にも該当しない所得 (例) 生命保険契約等に基づく年金	以八正版 ②安柱 具一川	所得金額を記入してください。			
譲 コま		土地建物以外の資産(営業権、車両、ゴルフ 会員権、機械器具など)の譲渡による所得	各資産ごとに 収入一必要経費(取得費、譲渡費 用)を計算 その合計額から特別控除額(上限 50万円)を差し引く※	取得の日以後 保有期間が5年以下→短期譲渡所得 保有期間が5年を超える→長期譲渡所得 6ページの「申告書の裏面について」を参照のうえ、収入金額・ 所得金額を記入してください。			
ー 時シ・①		生命保険の満期返戻金、懸賞当選金などのよ うな一時的な所得	各契約ごとに 収入(受取金額) - 必要経費(掛け金)を計算 その合計額から特別控除額(上限 50万円)を差し引く※	6 ページの「申告書の裏面について」を参照のうえ、収入金額 所得金額を記入してください。			
得に	き・一時所 こついて 11	合計所得を計算するⅠ	- 時は、(長期譲渡所得 + 一時所得)×	1/2+短期譲渡所得 で算出します。			

●給与所得金額計算表

OTHER STATES AND STATES					
給与等の収入金額			給与所行	导金额	Ą
551,000円未満					0円
551,000円以上 1,619,000円未満	給与	等の場	以入金額	_	550,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満					1,069,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満					1,070,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満					1,072,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満					1,074,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満 端数処理 を行い、端数処理後の金額を A とする。 (右記参照)	A	×	0.6	+	100,000円
1,800,000円以上 3,600,000円未満 端数処理 を行い、端数処理後の金額を A とする。 (右記参照)	A	×	0.7	_	80,000円
3,600,000円以上 6,600,000円未満 端数処理 を行い、端数処理後の金額を A とする。 (右記参照)	Α	×	0.8	_	440,000円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	給与	等の場	以入金額	× 0.9 -	- 1,100,000円
8,500,000円以上	給与	等の場	以入金額	_	1,950,000円

*給与所得者・年金所得者で給与・年金 以外に所得がある方は納税方法が選択 できます。

申告書表面の右下「納税方法」欄にご 記入ください。

給与所得算出時の端数処理

- 1. 給与等の収入金額÷4,000円
- 2. 上記1の小数点以下部分を切り捨て た金額×4,000円
- 3. 上記2で算出された金額を、端数処理後の金額Aとします。

■公的年金等の所得金額計算表

	7十亚分7771日亚俄司	71	#24												
左人亞			公的年金等所得金額												
年金受給者の	公的年金等の収入金額		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額												
年齢	В		1,000	万円	月以下				万円]超 以下			2,00	0万	円超
a= th	130万円未満	В	_		600,000円	В	-	-	5	500,000)円	В	_		400,000円
65歳 未満	130万円以上410万円未満	В	× 0.75	_	275,000円	В	× 0.7	75 -	-]	175,000)円	В×	0.75	_	75,000円
(昭和34年	410万円以上770万円未満	В	× 0.85	-	685,000円	В	3.0 ×	35 -	- 5	585,000)円	В×	0.85	-	485,000円
1月2日以後に 生まれた人)	770万円以上1,000万円未満	В	× 0.95	- 1	,455,000円	В	× 0.9	95 -	- 1,3	355,000)円	В×	0.95	-]	1,255,000円
主まれた人)	1,000万円以上	В	_	1	,955,000円	В	-	-	1,8	355,000)円	В	_]	1,755,000円
a= th	330万円未満	В	-	1	,100,000円	В	-	-	1,0	000,000)円	В	_		900,000円
65歳以上	330万円以上410万円未満	В	× 0.75	_	275,000円	В	× 0.7	75 -	-]	175,000)円	В×	0.75	_	75,000円
(昭和34年	410万円以上770万円未満	В	× 0.85	-	685,000円	В	3.0 ×	35 -	- 5	585,000)円	В×	0.85	-	485,000円
1月1日以前に 生まれた人)	770万円以上1,000万円未満	В	× 0.95	- 1	,455,000円	В	× 0.9	95 -	- 1,3	355,000)円	В×	0.95	-]	1,255,000円
エム4レルス)	1,000万円以上	В	_	1	,955,000円	В	_	-	1,8	355,000	円	В	_		1,755,000円

*計算上、マイナスが 出れば 0 円になり ます。

●所得金額調整控除

下記(1)または(2)に該当する場合、給与所得金額から所得金額調整控除額が控除されます。

(1)給与等の収入金額が850万円を超え、次の1~3のいずれかに該当する場合

- 1. あなたが特別障害者に該当する
- 2. 23歳未満の扶養親族を有する
- 3. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
- ※2と3の扶養親族や同一生計配偶者(以下扶養親族等)については、その扶養親族等が他の者の扶養控除等の対象であっても所得金額調整控除を適用することができます。ただし、事業専従者は対象外となります。
- $%1 \sim 3$ に該当する場合は、そのうちの1名について、裏面の「18 所得金額調整控除に関する事項」にご記入ください。

計算式

所得金額調整控除額

- = {給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) 850万円} ×10%
- (2)給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得の両方があり、その合計額が10万円を超える場合

計算式

所得金額調整控除額

= |給与所得金額(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得金額(10万円を超える場合は10万円) | - 10万円

※(1)(2)両方に該当する場合は、(1)の控除後の給与所得金額から(2)を控除します。

3所得から差し引かれる金額に関する事項 申告書表面の該当する控除と扶養等について記入

4所得から差し引かれる金額 申告書表面の③~②、②・②に3から求めた控除額を、②と⑤に控除額の合計を記入

控除		対 象	範 囲		控 除 金 額				
雑 損 控 除 ②3			者、その他の親族(令和5年中の) 災害・盗難・横領などにより住宅・	総所得 や家財 29					
医療費控除 ②	控除額:(支払った医療費の名額)※限度額は200万円 <提出書類について> 医療費控除の明細書(※領収 ※領収書等の添付は不要です <セルフメディケーショニ ななたやあなたと生計を一般に ※従来の医療費控除との選択 また、選択した控除を、修正 セルフメディケーション税制 く提出書類について> セルフメディケーション税制 ※領収書等や、この特例の通	巻額一保険 書が、税る 要等、制制配品 は で自 () () () () () () () () () (ありません)の添付が必要です。 季で5年間保存する必要があります 医療費控除の特例)を適用され 皆、その他の親族のために支払った 購入費の総額一保険金等で補てんる りますので、従来の医療費控除とセ いて変更することはできません。 1る方は、申告書の該当個所に○を (※領収書等ではありません)の添	5円または [*] 。(求められる場合般額) ルフメディ 記入して下 になるを明られるを明られる。	-12,000円 ※限度額は88,000円 ケーション税制を併せて受けることはできません。 さい。				
社会保険料 控 除 ①	健康保険料、後期高齢者医療 社会保険料等 ※配偶者やその他の親族の、年金	寮保険料、 金から差し引	者、その他の親族のために支払った 国民年金保険料、介護保険料、その 川かれた国民健康保険料、後期高齢者医 社会保険料は、 控除対象外 となります	の他の 全! 際保険	顔対象 頚収書等提示(国民年金保険料 は証明書等 (原本) の添付が必要です。)				
小規模企業共済等 掛 金 控 除 14	あなたが支払った小規模企業 金法に基づく年金加入者掛金		・心身障害者扶養共済掛金・確定技		手 全額対象 ※支払った掛金額の証明書を添付				
生命保険料 控 除 ①	 ※控除証明書(原本)を添付 (計算方法)契約が締結され、各算出額の合計、ただし、一般生 新契約(平成24年支払った保険料の金額 12,000円以下 12,001円~32,000円 	新契約ののにない。 おります おりまり おりまり おりまり おりまり はいまれ はいまれ はいまれ はいまれ はいまれ はいまれ はいまれ はいまれ	なります。(限度額70,000円)	介護医療保 引えるもの 般生命保険 支払った 15,000円以 15,001円へ 40,001円へ 70,001円以 算した金額 算した金額 算した金額	検料: すべてのもの 料、個人年金保険料、介護医療保険料の三種類に区別され、 適用する場合、それぞれの限度額は28,000円になります。 旧契約 (平成23年12月31日以前締結分) 上の保険料の金額 生命保険料控除額 生命保険料控除額 上の大保険料の金額 生命保険料控除額 上の大保険料の金額 大きな大保険料の金額 大きい金額 大きい金額 上の 日 日 日 日 日 日 日 日 日				

		あなたが火災保険・損害保険契約等の地震損害部分につ 短期損害保険料控除は廃止されましたが、次のすべての						
		があります。	保険の種類	古払っす	に保険料の金額	地震保険料控除額		
		「※経過措置の対象となる旧長期損害保険料 ①平成18年12月31日までに締結した契約	「大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		000円以下	(支払保険料)×1/2		
	是保険料	②満期返戻金のあるもので保険期間又は共済期間が	A地震保険料		001円以上	25,000円		
控	16)	10年以上の契約 3平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の契		/	00円以下	全額		
		約を変更していないもの	B旧長期損害保険料		9~15,000円	(支払保険料)×1/2+2,500円		
		※長期損害保険契約が地震保険料控除の損害保険契約に該	D IAZWING MIXTI	<u> </u>	001円以上	10.000円		
		当するときは、いずれか一方の保険料のみが控除対象と		10,	301, 301.11	上記AとBで算出した金額の合計		
		なります。	C両方ある場合			※限度額(25,000円)		
本 人 控 除	寡控 (17) が親 (17) が親 (17) が (1	あなたが次の①②に該当する方で、下記のひとり親控除①夫と離婚した後婚姻をしておらず次の要件をすべて満・扶養親族(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族と年中の合計所得金額が48万円以下の者)を有する・令和5年中の合計所得金額が500万円以下・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(※)住民票上の世帯に、あなたとの続柄が「未届でする人がいないこと②夫と死別した後婚姻していない又は夫の生死が明らかて満たす場合(※)住民票上の世帯に、あなたとの続柄が「未届であれては、住民票上の世帯に、あなたとの続柄が「未届でする人がいないこと あなたが現に婚姻をしていない(未婚の場合を含む)③いときで、次の①~③に掲げる要件をすべて満たす場合である方にある子がしている。(非常による子の他の者の同一生計配偶者又は扶養の和5年中の給所得金額等の合計額が48万円以下の者②令和5年中の合計所得金額が500万円以下。③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者が	たす場合 されているものを除き、 がいない (※) の夫」又は「未届の妻 でないときで、次の要(がいない (※) の夫」又は「未届の妻 がいない (※) の夫」又は「未届の妻 とは配偶者の生死の明(・ 親族とされているもの) を有する いない (※)	に相当 生をすべ に相当 っかでな を除き、	260,000円			
	障害者 控 除 18	(※)住民票上の世帯に、あなたとの続柄が「未届のする人がいないこと あなたが下記(扶養親族等に係る)障害者控除欄①②に	に相当 	下記(扶養親族等に係る)障害者控除欄①②と同じ				
	勤労学生 控 除 18	あなたが、学生・生徒で令和5年中の合計所得金額が75 等以外の所得が10万円以下の場合	万円以下で、そのうち	哈与所得	※学生証等の証明書の提示が必要です。(郵送で申告の場合は コピーを添付)			
配保	男者控除 19	あなたの令和5年中の合計所得金額が1000万円以下で、 年中の合計所得金額が48万円以下の場合 (他の者の扶養親族とされている方、青色専従者、白色専 ①一般配偶者 下記以外の方 ②老人配偶者 昭和29年1月1日以前に生まれた方(満 障害者に該当する場合は、下記(扶養親族等に係る)障	の令和 5	8ページ参照	・国外居住親族について扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、一定の確認書類(親族関係書類・送金証明書類)(外国語の場合は和訳文を含む)の提出又は提示が必要です。 ・令和5年1月からは、扶養控除の対象となる国外居住親族は、次の(1)から(3)までのいずれ			
	偶 者 別控除 19	あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下で、 5年中の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合 (青色専従者、白色専従者を除く)	皆の令和	8ページ参照	─ 族関係書煩・留学ビザ等書類・送金関係書類・38万円送金書類(外国語の場合は和訳			
扶	養 控 除 ②0	あなたと生計を一にする親族のうち、令和5年中の合計 (他の者の扶養親族とされている方、16歳未満の扶養親族 除く) ①一般扶養親族 ②特定扶養親族 ③老人扶養親族 ④同居老親等 【・記③のうち、あなたやあなたの配偶 る方 障害者に該当する場合は、下記(扶養親族等に係る)障	専従者を	①330,000円 ②450,000円 ③380,000円 ④450,000円	文を含む)の提出又は提示が必要です。 (1) 年齢 16歳以上 30歳未満の者 (2) 年齢 70歳以上の者 (3) 年齢 70歳以上の者 (3) 年齢 30歳以上 70歳未満のうち、次の①か (3) 年齢 30歳以上 70歳未満のうち、次の①か (3) 年齢 30歳以上では所及び居所を有しなく なった者 ② 障害者 ③ その居住者からその年において生活費又は 教育費に充てるための支払いを 38万円以 上受けている者			
16歳未満の 扶養親族		あなたと生計を一にする親族のうち、平成20年1月2日 中の合計所得金額が48万円以下の場合 (他の者の扶養親族とされている方、青色専従者、白色専		令和5年	また、障害者	税の非課税の判定等に必要です。 である場合、障害者控除の対象になります。 族等に係る)障害者控除欄を参照		
(扶養親族 等に係る) 障害者控除 18		あなたの同一生計配偶者・その他扶養親族が下記①~③の障害者に該当する場合 ①普通障害者 身体障害者手帳3~6級、療育手帳B級、精神障害者保健福祉手帳2 級以下など ②特別障害者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A級、精神障害者保健福祉手帳1 級など ③同居特別障害 上記②のうち、あなたやあなたと生計を一にする親族のいずれかと同居している			①260,000円 ②300,000円 ③530,000円 ※手帳の提示が必要です。(郵送で申告の場合はコピーを添付) 同一生計配偶者…生計を一にする配偶者(他の者の扶蓑親族 とされている方、青色専従者、白色専従者を除く)で令和5 年中の合計所得金額が48万円以下			
基	礎控除 ②1	あなたの令和5年中の合計所得金額が2500万円以下の場	合		8ページ参照			

申告書の裏面について

◎営業等所得収支内訳書

<u> </u>			
	科 目		決算額
売()	5上(収入)金額 雑収入を含む)	1	A
売	期首たな卸高	2	
上	仕入金額(原価)	3	
原	期末たな卸高	4	
価	差引原価(②+3-4)	(5)	
差	SI金額(①-⑤)	6	

令和5年中に収入の確定した金 額(売掛金、現物収入、自家消 費なども含みます。)

- ➡ 令和5年期首の商品たな卸高
- ⇒ 令和5年中に仕入れた商品原価
- ➡ 令和5年期末の商品たな卸高

◎不動産所得収支内訳書

1	科	E	3	金	·	額			7
	家貨		入				円	→	4
収	地位	七収	入					→	1
入	権	利	金					→	7
金	礼		金						9
額	更	新	料						

アパート、貸家、貸店舗等の

◆ 貸土地、月極駐車場等の収入

→ 不動産を貸与する場合に取得する権利金の収入

●各必要経費

和粉心理	事業所税、自動車税、固定資産税(居住用は含みません。)、組合費な
111 771 乙 环	ど(ただし、所得税、市県民税、国民健康保険料などは含みません。)
荷造運賃	販売商品の荷造りのための材料費・人夫費、運賃
水道光熱費	事業用として使用した水道料金、電気料金、ガス料金
旅費交通費	販売などの事業用のための交通費、宿泊費など
通信費	事業用として使用した電話料金、電報料金、切手代、はがき代など
広告宣伝費	新聞・雑誌への広告料、広告マッチ、タオル、カレンダーなど
接待交際費	事業用として使用した接待費、交際費
損害保険料	火災保険料、損害保険料(居住用は含みません。)

修 繕 費	事業用の建物、自動車、バイク、機械などの修理代
消耗品費	包装材料、文房具、ガソリン代等の金額
減価償却費	店舗、自動車、機械、器具などの償却費
福利厚生費	従業員の慰安などのための費用、事業主が負担する保険料・退職金
佃利孕生真	共済制度に基づく掛け金など
給料・賃金	従業員に対する給料、賞与、賃金、手当など
利子割引料	事業のための借入金の利子、受取手形の割引料
地代・家賃	事業用の土地・建物を借用した地代・家賃(居住用は含みません。)
貸 倒 金	事業に関し生じた売掛金、貸付金などの貸倒れによる損失

◎雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	所得金額
個人年金	○○保険	240,600 円	150,200 円	90,400 円
広告収入	□□会社	80,500	10,500	70,000

◎寄附金に関する事項

あなたが令和 5 年中に、申告書の裏面記載のものに 2 千円を超える寄附をした場合、それぞれへの寄附金額を記載して、証明書等を添付してください。

9538	都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	10,000	円	9838	兵庫県 条例指定分	円
9638	兵庫県共同募金会・ 日本赤十字社兵庫県支部・ 都道府県、市区町村分 (特例控除対象外)		田	9738	姫路市 条例指定分	円

控除対象となる寄附金については、姫路市ホームページ(https://www.city.himeji.lg.jp/)から「寄附金税額控除」で検索のうえ、ご確認ください。

※ワンストップ特例制度を申請されている方は、申告書を提出すると無効になります。 申告書を提出する際、改めて寄附金の証明書等を添えて申告してください。

◎事業専従者

事業専従者の条件は、あなたと生計を一にする配偶者、その他15歳以上の親族で、あなたの事業に令和5年中に従事していた者に限られます。事業所得金額から次の①・②のいずれか少ない方の金額を控除できます。

「①配偶者は86万円、その他の親族は一人につき50万円

②(営業所得+農業所得+不動産所得+山林所得)÷(専従者の数+1)

事業専従者とした人を配偶者(特別)控除、 扶養控除の対象とすることはできません。

お知らせ 平成26年1月から、個人で事業(農業)や不動産貸与等を行う全ての方は記帳と帳簿等の保存が必要になりました。 内容の詳細は国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)に掲載されていますのでご覧ください。

○総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額	特別控除額	所得金額		
総合	短期	円	円	円	F	A 円		
譲渡	長期					В		
一時		4,500,000	1,200,000	3,300,000	500,000	°2,800,000 ^円		
	D= (B+C) ×1/2+A Dは、表面2「所得金額」の⑪「総合譲渡・一時所得」に記入してください。							

この所得金額(A ~ D)を 申告書表面「1収入金額等」に 総合短期譲渡所得 A = コ 総合長期譲渡所得 B = サ 一時所得 C = シ 申告書表面「2所得金額」に 総合譲渡・一時所得 D = ⑪ を記入してください。

◎収入のなかった方の記入する欄 (該当番号を○で囲み必要事項を記入)



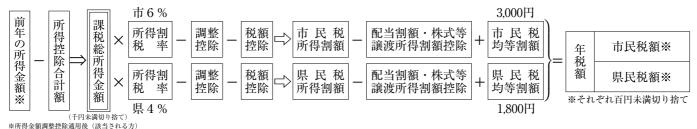
(1)下記の者の扶養または援助を受けていた。

氏名 姫路 一郎 続柄 父 住所 姫路市〇〇町×丁目△番地

- 2. 遺族年金・障害年金・老齢福祉年金等を受給していた。
- 3. 雇用保険を受給していた。
- 4. 生活保護法による生活扶助を受けていた。
- 5. 貯蓄により生活していた。
- 6. その他(具体的に)

税額の計算方法・税率

市民税・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。均等割額は定額で、所得割額は前年中の所得金額に応じて次の図式によって計算します。



《市民税・県民税の税率》

(1)均等割

市民税 3,000円 県民税 1,800円

県民税均等割額1,800円のうち、800円は緑の保全・再生に 取り組むために使われる県民緑税です。

※「県民緑税」についての問い合わせ先

兵庫県税務課 ☎078-341-7711 (兵庫県庁代表) ※令和6年度から個人の市民税・県民税均等割と併せて、 国税として年額1,000円の森林環境税が課税されます。

(2)所得割

課稅総所得金額×稅率=所得割額

市民税率 6% 県民税率 4%

《税額控除》

○配当所得(利益、配当等)に対する税額控除率

課税総所得金額	市民税	県民税
1,000万円以下	1.6%	1. 2%
1,000万円を超える 場合その超える部分	0.8%	0.6%

(配当所得金額×税額控除率=配当控除額) 私募証券投資信託等の場合は率が異なります。

○住宅借入金等特別税額控除

(1)対象者

平成26年から令和5年までの間に入居された方のうち、 所得税において住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除) の適用を受け、かつ、所得税から控除しきれない額がある方 (2)控除される金額

- ①平成26年3月までに入居された方又は令和4年1月以降に入居された方 控除額 = 次の(ア)、(イ)のいずれか少ない金額(最高97,500円) (ア)所得税から引ききれなかった住宅借入金等特別控除可能額
 - (イ)(所得税の課税総所得金額・課税退職所得金額・課税山林所得金額)×5%
- ②平成26年4月から令和3年12月までの間に入居された方 控除額=次の(ア)、(イ)のいずれか少ない金額(最高136,500円) (ア)所得税から引ききれなかった住宅借入金等特別控除可能額

(4)(所得税の課税総所得金額・課税退職所得金額・課税山林所得金額)×7% ただし、消費税の税率が5%であれば①が適用されます。 ※令和4年中に入居し新型コロナウイルス感染症等の臨時特例法に定める一定の要件に該当する場合は②が適用されます。

※年末調整や確定申告をされると、申告は不要です。

○寄附金税額控除

控除額=下記①と②の合計額

- ①基本控除額 市民税分:(寄附金額-2千円)×税率(6%) 県民税分:(寄附金額-2千円)×税率(4%)
- ②特例控除額

(寄附金額 – 2 千円)×|90% – (寄附者の所得税の限界税率:0 ~ 45%)×1.021| 市民税分:上記金額の3/5 県民税分:上記金額の2/5

- ※①は総所得金額等の合計額の30%が上限
- ※②は特例控除の対象となる地方公共団体等へ寄附した場合のみで、市県民 税所得割額の20%が上限
- ※②の計算式には復興特別所得税の税率を含んでいます。
- ※②の計算式における所得税の限界税率を求める際に用いる課税総所得金額は、個人住民税の課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額のことで、それ以外の控除額の差額(生命保険料控除の差額など)は考慮されないため、所得税が課税される金額とは異なる場合があります。

《配当割額・株式等譲渡所得割額控除》

配当割額・株式等譲渡所得割額に対して、市民税は3/5を、県民税は2/5を乗じたものを、それぞれの所得割から控除します。

《調整控除》

平成19年度から、所得税から住民税への税源移譲が行われることに際し、所得税と住民税の人的控除の差に基づく税負担増を調整するため、住民税所得割額から一定の額を控除するものです。(合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除は適用されません。)

(1)合計課税所得金額が200万円以下の場合

次の①、②のいずれか少ない金額の5%(市民税3%、県民税2%)を控除

- ①人的控除額の差の合計額
- ②合計課税所得金額
- (2)合計課税所得金額が200万円超の場合

{人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)} の5% (市民税3%、県民税2%)を控除



※この金額が2,500円未満の場合は2,500円とします。

(注)「合計課税所得金額」とは、所得控除後の課税総所得金額、課税 退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額で、課税長期譲渡 所得金額等の分離課税に係る課税所得金額は、含まれません。

●非課税の範囲

令和6年1月1日現在に下記に該当する方は、市民税・県民税は非課税になります。

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 障害者 (ご本人)、未成年者 (平成18年1月3日以後に生まれた方で婚姻歴のない方)、寡婦またはひとり親で、令和5年中の合計所得金額が135万円以下である方
- 令和 5 年中の合計所得金額が次の金額以下である方
- ①同一生計配偶者、扶養親族のある方

35万円×(同一生計配偶者、扶養親族の合計人数 + 1) + 31万円

- ②同一生計配偶者、扶養親族のない方 45万円
- ※なお、上記非課税基準は税制改正に伴い変更となる場合があります。

					 納税義務者の			
	配偶去	の合計所得金額	900万1		900万円超9		950万円超10	000万円以下
		~ 2 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	控除額(円) 所得税との 人的控除差		控除額(円)	所得税との 人的控除差	控除額(円)	所得税との 人的控除差
配偶	48万円以下 老人控除対象 配偶者		330,000	50,000	220,000	40,000	110,000	20,000
配偶者控除			380,000	100,000	260,000	60,000	130,000	30,000
	48万円超50万円以下			50,000		40,000		20,000
	50万円超55万円以下		330,000	30,000	220,000	20,000	110,000	10,000
	55万円超95万円以下			0		0		0
配	95万円超100万円以下		330,000	0	220,000	0	110,000	0
偶	100万円	月超105万円以下	310,000	0	210,000	0	110,000	0
者特	105万円	円超110万円以下	260,000	0	180,000	0	90,000	0
別	110万円	円超115万円以下	210,000	0	140,000	0	70,000	0
控	115万円	円超120万円以下	160,000	0	110,000	0	60,000	0
除	120万円	円超125万円以下	110,000	0	80,000	0	40,000	0
	125万円超130万円以下		60,000	0	40,000	0	20,000	0
	130万円	円超133万円以下	30,000	0	20,000	0	10,000	0
	133万円	円超	0	0	0	0	0	0

[※]納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、上記の控除の適用を受けることができません。

		控除の種類		控除額(円)	所得税との人的控除差(円)
	合	2,400万円以下		430,000	
基礎控除	合計所得金	2,400万円超2,450万円以下		290,000	F0 000
控除	得金	2,450万円超2,500万円以下		150,000	50,000
1/3*	額	2,500万円超		適用なし	
		年少扶養親族		0	0
		一般の扶養親族		330,000	50,000
扶養	控除	特定扶養親族		450,000	180,000
		老人扶養親族		380,000	100,000
		同居老親等扶養親族		450,000	130,000
		普通障害者		260,000	10,000
l .	害者 :除	特別障害者		300,000	100,000
, ,,,	.1/31	同居特別障害者		530,000	220,000
		寡婦·勤労学生控除		260,000	10,000
		71. し か 対中化収入	母	300,000	50,000
	ひとり親控除			300,000	10,000

[※]上記2表における「所得税との人的控除差」は、調整控除等の算定に用いるものであり、実際の所得税との 差とは異なる場合があります。

令和6年度(令和5年分) 市民税・県民税申告書

記載例



出

提

住所	姫路市○○町×丁目△番地		整理番号	079 2×× xxxx
フリガナ	ヒメジ タロウ		連絡先	
氏名	姫路 太郎		届出者 の氏名	□本人 本人 との 本人 との 本人 との 本人
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8	9 0 1 2	世帯主	本人世帯主
生年月日	明·大·圈·平·令 25 年	○ 月 × 日生	の氏名	との 続柄

3	所得:	から差し引かれる金 ■ 損害の原因			担害など	瓜はた姿をの	孫紫石		1 = 1			_
		担告の原因	損害年	<u>-ян</u> •	損害を	受けた資産の	俚恕		事	営	業等	ア
雑扎	員控除	損害金額	保険金などで補	慎される金額	災害	関連支出の金	額	١.	業	農	業	1
			7	円			円	1	不	動	産	Ċ
		←医療費控除の ご記入ください)特例(セルフメデ <i>~</i> ヽ。	ィケーション税制	削)を適用され	れる場合は、	[O] を	収	利		子	I
医療	費控除	支払った金			補填される		0		雪己		当	i オ
		国民健康保険料	00,000 _円 「介護保険料			50,00 医療保険料	U	入	給		与	7.
社会	保険料	200,000		д	及初间即日	区原体内行	円	金		公的分	年金等	A
	空除	国民年金保険料	源泉徴収票の社会	会保険料	その他()	- 13	317	雑	 業	——— 務	
			, ,),000 _円	- 人の除れる	A 505	円	額	H	そ (の 他	2 2
		新生命保険料の		5506	<u>E命保険料の</u> 8	正額 0.000		等	総	 短	期	
		新個人年金の金		IB	個人年金の金		円 控除	₹	譲	長	期	
生命保	険料控除	8806	e e	6606			田明		渡	IX.	時	
		介護医療保険の					書を	-	事	# :		- 6
まる	保険料	地震保険料の	計	IA€	期損害保険料	母の計	添付		1 1		-	-
	空除	- JOIN MAN THE		5806	MACHINA	14201	H		杰	農	業	=
本	寡婦	死別・離婚・生死不明・未帰	還 ひとり親 [ひとり親控	☆ 勤 (学	校名)		2	不	動	-	-
人控除	障害者	身体・知的・精神・他	! (級	☆ 勤 (学) 一 労 学 生	(年)		利		子	-
PU	カナ	ニメジ ハナコ	生年月日	障害者指			同一生	所	配		当	(
(特別)			m + m = A	点		- H	配偶者空除対	得	給		与	(
別の機	氏名 女	臣路 花、子	30·○·×	身体・知的 精神・他	級	多	配偶者除く)			公的分	年金等	
控员除	配偶者合計所得	音の 7906	,r:	B人番号 98°			098	金	雑	業	務	(8
		金額 ^^~~ ヒメジ シロコ		昭) 平·令	続柄	障害者控験		額	本住	そ(の 他	S C
			┩誥┃	<u> </u>				82		合計(⑦	+ 8 + 9)	1
	氏名	姫路 城子、	2 .			精神・他	3級		総合	⋧譲渡・一日	時所得(注)	(1
	Н-		個人番号 34!			34 状況	別居		合		計	1
_	カナ		→ 生年 明·犬	昭・平・令	続柄	障害者控制 3.休,知め	Ř		壮	会保険	料控除	1
1 6	氏			· `		体・知的 精神・他	級同居			小規模: 共済等掛	企業	1
歳 未	名		個人番号			状況	別居	14	生		料控除	
満扶	カナ		土牛	昭・平・令	続柄	障害者控制	Ř	所			料控除	-
満の扶養親 扶養控除	氏		月日	•	与	体・知的 精神・他	級	得	-	_	り親控除	-
養 親 族	名		個人番号			状況	同居 別居	から	勤	労	学 生	(1
がも含	カナ		土牛	昭・平・令	続柄	障害者控防	î,	差	障	害 者)
ඩ් ව	氏		月日		身	身体・知的 精神・他	級	L L	-	男者 (特		+
	名		個人番号	1		状況		引か	扶		控除	\rightarrow
	カナ		生年明・大・	昭・平・令	続柄	障害者控隊		ħ	基	礎	控 除	_
	氏					体・知的 精神・他	級	る	H-		までの計	6
	名		個人番号			精神・1世 状況	同居	金額	雑	損	控除	
				(5115	- 15 ^ -		別居		1—	療費		-
				合計所得	金額によ	たり、			合		計	(2

(注) (長期譲渡所得+一時所得)×1/2+短期譲渡所得 5 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の

納税方法 (65歳未満の方は給与所得以外)

□給与から差引き(特別徴収) □自分で納付(普通徴収)

記載例) 姫路太郎(昭和25年生まれ)

所得の内容 公的年金収入 3,000,000円

控除の内容 医療費控除 支払った額300,000円 補填される額50,000円

社会保険料 国民健康保険料200,000円 源泉徴収票の社会保険料70,000円

基礎控除額が異なります。

8ページを参照してください。

生命保険料 旧生命保険料80,000円

扶養控除等 妻 姫路花子(昭和30年生まれ)

母 姫路城子(昭和2年生まれ。身体障害者手帳3級。別居。)

この手引きは、一般的な内容の表示がしてあります。詳しくは市役所市民税課におたずねください。 なお、税制改正により諸控除等が改正される場合があります。ご了承ください。

令和6年度	(令和5年分)	市民税・	県民税申告書



	.=	_		_			
6)		住所		整理番号			
(あて先)姫路	計長	フリガナ		連絡先	-	_	
令和		氏名		届出者 の氏名	□本人	本人との	
年 月	8	個人番号			□ * ↓	続柄 世帯主	_
提	出	生年月日	明 · 大 · 昭 · 平 · 令 年 月 日生	世帯主 の氏名	□本人	との続柄	
			- • • • • - •				_

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 指害を受けた資産の種類 雑損控除 保険金などで補填される金額 災害関連支出の金 ←医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を適用される場合は、 ご記入ください。 医療費控除 社会保険料 国民年金保険料 源泉徴収票の社会保険料 控除 その他(650 控除証明書を添付 生命保険料控除 介護医療保険の金額 地震保険料の計 旧長期損害保険料の計 地震保険料 控除 (学校名) 死別・離婚・生死不明・未帰還 ひとり親 ひとり親控除 寡婦 障害者 身体・知的・精神・他(級 年) □同一生 計配偶者 (控除対 生年月日 障害者控除 状況 (特別) 控除 配偶者 明·大·昭·平·令 同居 身体・知的 精神・他 象配偶者を除く) 名 別居 配偶者の 合計所得金額 円個人番号 7906 障害者控除 明・大・昭・平・令 続柄 生年 月日 身体・知的 精神・他 氏名 個人番号 状況 障害者控除 明・大・昭・平・令 続柄 生年 月日 身体・知的 精神・他 氏名 ・6歳未満の扶養親族も含む) 扶養控除 同居別居 状況 個人番 障害者控除 明・大・昭・平・令 続柄 牛年 亩 身体・知的 精神・他 氏名 級 個人番 状況 明・大・昭・平・令 続柄 障害者控除 生年 月日 級 同居別居 個人番号 状況 明・大・昭・平・令 続柄 障害者控除 生年 月日 氏名

		控	配				ŧ	夫養人	数		扶養障害			本人		+							ひと	り親	勤																						
控配	老配	同一配	配障	老障	同一障	特定	包	計	般	年少	。 同	計	普		本人 障害																														B	父	労生
1	2	6	3	4	7									普	特																																
配偶者特別控除 専従者 他								所得金	と額調	整控除		未成年																																			
1							1																																								
			貨建				控除	無	1/2	1/4	内配当所得金額																																				
	(う	ち酢	C当F	所得!	内訳)	区分																																								
6786																																															
	8!	586																																													
	84	486																																													

			_		 100	ars
	事	営業	等	ア		円
	業	農	業	1		
1	不	動	産	ウ		
収	利		子	エ		
	配		当	オ		
入	給		与	Ð		
金		公的年金	等	#		
	雑	業	務	2		
額		その	他	ケ		
等		短	期			
	譲渡	Ę	期	(1)		
	_		時	3		
	事	営業	等	1		
	業	農	業	2		
2	不	動	産	3		
	利		子	4		
所	配		当	5		
得	給		与	6		
		公的年金	等	7		
金	雑	業	務	8		
額	Ľ	そ の	他	9		
	ا	合計(⑦+⑧+	9)	10		
		譲渡・一時所得((11)		
	合		計	12		
	社会	会保険料控	除	B		
4		小規模企業 共済等掛金控除		14		
	生仓	命保険料控	除	(15)		
所得	地源	震保険料控	除	(16)		
か		・ひとり親担		(17)		
から差し	勤 障	労 学 害 者 控	生除	18)		
一位	_	者(特別)指	空除	19		
킰	扶	養控	除	20		
かれる	基	礎 控	除	21)		
る		から②までの)計	22)		
金額	雑	損 控	除	23		
	医	療費控	除	24		
	合		計	25)		

(注) (長期譲渡所得+一時所得)×1/2+短期譲渡所得

5 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の 納税方法(65歳未満の方は給与所得以外)

□給与から差引き(特別徴収) □自分で納付(普通徴収)

本人 確認 受付 点検 入力 添付 資料 有・無
--

(別居の場合

同居 別居 状況

裏面15にも記載)

4H O	年度市局	民税・県	具民	税 税額の計	算表(参考)	(記載例の場合)		(あなたの場合)
所 得	よ 金 額	の合	計	申告書の(2)	× 1	(A)	1,900,000	(A)	
	から差し 額 の		る 計	申告書	O 25	B	1,860,000	(B)	
					<u> </u>		1,000円未満切り捨て		1,000円未満切り捨て
 祝	される総	別 待 金	徦	A - (©	40,000	©	,000
	导金額に対		市	©×0.		(D)	2,400	(D)	
所 得	割のす		県	©×0.	04	E	1,600	E	
		者 控		8ページ	参 昭	7	50,000	7	
		特別控				<u>(1)</u>		<u>(1)</u>	
		夫養 親			人× 5万円	()		9	
人		夫養 親	_		人×18万円	王		王	
的		老人扶			人×10万円	A	100,000	(t)	
		老 親			人×13万円	7)		(
控	普通		害		人× 1万円	#	10,000	(4)	
除	特別		害		人×10万円	9		9	
0		特別障			人×22万円	(T)		少	
	寡		婦	1万円	J	3		9	
差	ひと	り親	母	5万円]	₩		₩	
		7 176	父	1万円	1	②		3	
	勤労	学	生	1万円	1	3		3	
	基礎	控	除	5万円]	관	50,000	반	
人	的控除の	差の合計	丨額	⑦~\± 0.)合計	\bigcirc	210,000	9	
				\bigcirc × 0.	05	(3)	10,500	Ø)	
	©≤2007	万円の方		©×0.05 愛と 愛と 愛の少ない方 © - 200万円			2,000	\mathcal{F}	
							2,000	9	
								⑦	
	©>2007	万円の方		9-6	D	(F)		\bigcirc	
				× 0.05 (2,500円未清	하の時は2,500円)	\mathcal{F}		\mathcal{F}	
調	整 控 隊	※ 額	市	②または ②	E) × 0.6	E	1,200	E	
合計を	所得金額が2,500万 場合はⓒ優ともに (円超)円	県	②または6	E) × 0.4	G	800	G	
税	額 控 隊	※ 額	市	P7の税額控	除を参照	$\widehat{\mathbb{H}}$		$\widehat{\mathbb{H}}$	
1元 省	识 11 元 例	六、領	県	P7の税額控	除を参照	(I)		(I)	
配当割	割譲渡割額	頁控除	市	(D) - (F) -	- (H)	1	赤字のときは0 1,200	①	赤字のときは0
前の	所得	割 額	県	E - G -	-(Ī)	(K)	赤字のときは0 800	<u>(K)</u>	赤字のときは0
まれかる	15次/床中1次5十	売₽△☆ 富	市	申告書裏面8×3/5(1円	未満の端数切り捨て)	(L)		(L)	
配当书	削譲渡割額拮	全际很	県	申告書裏面8×2/5(1円	未満の端数切り捨て)	$\widehat{\mathbb{M}}$		$\widehat{\mathbb{M}}$	
司后	组 如	松石	市	① - ①	* 2	N	100円未満の端数切り捨て 1,200	N	100円未満の端数切り捨て
所	得 割	額	県	® − ®	* 2	0	100円未満の端数切り捨て 800	0	100円未満の端数切り捨て
1/-1	公	党 店	市	一律 3,0	00円	P	3,000	P	3,00
均	等 割	額	県	一律 1,8	00円	Q	1,800	Q	1,80
	市民	税		(N) + (P	R	4,200	®	0
				1				-	
	県 民	税		① + (Q	(S)	2,600	S	0

- ※1 所得金額調整控除に該当される方は、所得金額調整控除適用後の所得金額の合計額。
- ※2 マイナスの場合は端数処理をしません。①がマイナスの場合、未納があれば未納額に充当し、未納がなければ還付されます。
- ※3 税制改正により諸控除等が改正される場合があります。ご了承ください。
- ※4 別途、森林環境税が1,000円課税されます。